

兵庫県臨時的任用職員(長期休暇代替)(阪神南県民センター) 採用選考案内

- ・受付期間 随時募集(土曜日、日曜日は閉庁しているため、郵送のみ対応可)
- ・試験日 別途通知
- ・任用期間 任用開始日～令和5年11月30日(木)
- ・勤務場所 阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所(芦屋市公光町1-23)

1 臨時的任用職員(長期休暇代替)について

臨時的任用職員(長期休暇代替)とは、芦屋健康福祉事務所で、長期休暇を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。

2 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人員	主な職務内容	勤務形態
保健師・看護師	1 人	健康福祉事務所が行う難病、精神、感染症等に関する相談業務等	週38時間45分(7時間45分×週5日)

3 受験資格

- (1) 保健師又は看護師の有資格者であること。
- (2) 任用の日に兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)

3 選考方法

- (1) 論文試験
職員として必要な文章表現力・文章構成力等についての試験を行います(出題数1題、60分)。
- (2) 口述試験
責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います(一人20分程度)。
- (3) 試験日
別途ご連絡します。
- (4) 場 所
兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所
〒659-0064 芦屋市公光町1-23 TEL:0797-32-0707

4 申込先及び申込方法

下記まで郵送又は持参で所定の応募書類(写真を貼付したもの)を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。